

専決処分報告（損害賠償及び和解）

令和2年（2020年）2月18日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

1 損害賠償及び和解

本市は、本市の業務に関して発生した事故16件について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

| 番号 | 専決処分年月日 相手方 | 事故の概要 | 損害賠償の額 |
|----|---|---|----------|
| 1 | 令和元年8月28日 札幌市中央区 株式会社トヨタレンタリース札幌 | 令和元年6月27日、札幌市中央区南8条西2丁目において、本市の環境業務用のレンタカーが、歩道の縁石に接触し、損傷したものの | 20,000円 |
| 2 | 令和元年10月29日 札幌市西区 ロジェ二十四軒ラフォーネ管理組合 | 令和元年9月28日、札幌市西区二十四軒2条2丁目において、相手方が管理するマンションの窓等が、市立中学校の部活動中に敷地から飛び出たボールにより損傷したものの | 93,500円 |
| 3 | 令和元年11月5日 札幌市豊平区在住者 | 平成30年12月17日、札幌市豊平区美園5条2丁目において、相手方の家屋が、市立小学校の樹木からの落葉が排水管に詰まったことにより漏水し、損傷したものの | 220,000円 |

| 番号 | 専決処分年月日 相手方 | 事故の概要 | 損害賠償の額 |
|----|--|---|----------|
| 4 | 令和元年11月5日 札幌市白石区在住者 | 令和元年9月15日、札幌市厚別区厚別西4条2丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上に生じた勾配により損傷したもの | 5,805円 |
| 5 | 令和元年11月11日 札幌市中央区 円山ザ・レジデンス管理組合 | 令和元年8月27日、札幌市中央区北5条西27丁目において、本市の職員が、ごみ収集作業中に誤って相手方が管理するマンションの外壁を損傷したものの | 69,120円 |
| 6 | 令和元年11月18日 札幌市厚別区在住者 | 平成30年7月8日、札幌市南区真駒内公園において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自転車が、当該道路上に生じた段差により転倒し、相手方が負傷するとともに、当該自転車等が損傷したものの | 259,449円 |
| 7 | 令和元年11月20日 札幌市東区 株式会社山崎工業 | 令和元年10月25日、札幌市白石区北郷3条1丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、街路樹の枝に接触し、損傷したものの | 427,570円 |
| 8 | 令和元年11月20日 札幌市手稲区在住者 | 令和元年11月5日、札幌市手稲区前田1条10丁目において、本市の福祉業務用のリース車が駐車中の相手方の自動車に接触し、当該自動車が損傷したものの | 162,711円 |
| 9 | 令和元年11月22日 江別市在住者 | 令和元年9月6日、札幌市白石区南郷通1丁目南において、本市の福祉業務用のリース車と相手方の自動車が接触し、当該自動車が損傷したものの | 12,870円 |
| 10 | 令和元年11月25日 札幌市西区 株式会社バディプ ランニング | 令和元年10月9日、札幌市北区北31条西13丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したものの | 18,018円 |

| 番号 | 専決処分年月日 相手方 | 事故の概要 | 損害賠償の額 |
|----|----------------------------------|---|---------|
| 11 | 令和元年11月30日 札幌市北区在住者 | 令和元年11月5日、札幌市北区篠路町拓北において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したものの | 37,840円 |
| 12 | 令和元年12月2日 東京都千代田区 日本郵便株式会社 | 令和元年9月18日、札幌市東区丘珠町において、本市が管理する道路の側溝上に停車した相手方の自動車が、発進直後に当該側溝の蓋が破損したことにより損傷したものの | 92,219円 |
| 13 | 令和元年12月6日 北広島市在住者 | 平成31年4月9日、札幌市白石区米里1条4丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したものの | 48,690円 |
| 14 | 令和元年12月7日 札幌市北区在住者 | 令和元年10月23日、札幌市北区新琴似8条12丁目において、本市の塵芥車から降車のために開けられたドアが走行中の相手方の自動車に接触し、当該自動車が損傷したものの | 53,680円 |
| 15 | 令和元年12月8日 札幌市白石区在住者 | 令和元年10月10日、札幌市白石区北郷8条7丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上に生じた段差により損傷したものの | 12,353円 |
| 16 | 令和元年12月17日 札幌市北区在住者 | 令和元年11月9日、札幌市北区屯田8条9丁目において、本市が管理する公園の園路を歩行中の相手方が、当該園路上に生じた段差により転倒し、負傷したものの | 3,767円 |

2 和解

本市は、本市の業務に関して発生した事故1件について、次のとおり和解

する。

| 番号 | 専決処分年月日 相手方 | 事故の概要 | 和解の概要 |
|----|-----------------------------------|--|---------------------------|
| 1 | 令和元年11月26日 札幌市中央区 チュウケイ株式会社 | 令和元年10月17日、札幌市中央区南4条西10丁目において、駐車場で入替えのため停車中の本市の消防業務用の自動車に、相手方の従業員が操作したリフターに接触し、損傷したものを | 相手方は、本市に対して、金61,798円を支払う。 |